

# 福島県自家消費野菜等放射能検査事業実施要領

全部改正：平成24年 1月24日

一部改正：平成24年 3月30日

一部改正：平成26年 3月26日

一部改正：平成26年11月19日

一部改正：平成29年 9月29日

## 1 目的

福島県（以下「県」という。）は、消費者庁及び独立行政法人国民生活センター（以下「国」という。）とともに、消費者たる県民の身近なところにおいて自家消費野菜等食品の放射性物質の検査が実施できるよう市町村に対して放射性物質検査機器（以下「機器」という。）を貸与又は譲渡し、検査体制の充実・強化を図る。また、県及び市町村は、貸与その他の方法によって配備された機器によりスクリーニング検査を行い、食品等の安全・安心を確保する。

## 2 機器の貸与

国からの貸与分に係る貸与契約手続等については、独立行政法人国民生活センターの定める「放射性物質検査機器の貸与等実施要領」（以下「国セン実施要領」という。）に基づくものとする。

県からの貸与分は、以下のとおりとする。

### (1) 貸与先

貸与先は市町村とし、無償貸与とする。

### (2) 貸与する機器

簡易型ガンマ線スペクトロメーターとする。

### (3) 申込み及び契約

市町村は、様式1-1「物品借受申請書」（以下「申請書」という。）及び様式1-2「放射性物質検査機器借用書」（以下「借用書」という。）を県に提出する。

### (4) 貸与期間

申請書及び借用書を提出した日から、当該年度末日までの間で、県が承認した期間とする。

なお、更新にあたっては、年度ごとに申請書及び借用書を県に提出するものとする。

## 3 検査員の配置等

### (1) 検査員の配置

県及び市町村は、機器を正確に運用し、申込者に対して検査結果を適切に説明するため、本実施要領に基づく検査を行う専任の検査員を配置するものとする。

### (2) 検査員への研修

県は機器配備時及び運用開始後、検査員等に対して機器の操作方法・分析結果の解説・検査結果の説明方法などについて適宜研修を行う。

### (3) 検査員経費

県は、市町村の検査員経費に対して補助金等を交付するものとし、対象とする検査員は次のア～エの機器に係る検査員とする。

なお、補助金等交付に係る手続については別に定める。

ただし、本事業が「福島再生加速化交付金」の交付対象である市町村については補助金等の

交付対象としない。

ア 国又は県が貸与する機器

イ 県が譲渡した機器

ウ 県からの要請に基づき日本赤十字社から贈与を受けた機器

エ 消費者庁予算による財政的支援を受けて、市町村が導入した機器

#### 4 スクリーニング検査

##### (1) 検査の実施主体

検査は、県及び市町村が行うこととする。

ただし、外部委託により行うことも差し支えない。

##### (2) 機器の設置場所等

###### ア 設置場所

- ・機器の設置場所は、役場、支所、公民館等、県民の身近な場所とする。
- ・できる限り固定して使用する。
- ・施錠できる場所に設置するなど、盗難やいたずら等を防ぐ対策を講じる。
- ・前処理や後処理を行う流し台や作業スペースのある場所に設置する。
- ・「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線管理区域を設ける必要はない。

###### イ 設置環境

- ・食品等が外界からの物質により汚染されることを防ぐ構造とする。
- ・ほこりや土などが入りやすい部屋や、高温、多湿な場所などには設置しない。
- ・検査時に機器の温度と室温に大きな差がないように環境を整える。
- ・食品等が腐敗しにくい設備を整えることが望ましい。

###### ウ 校正用線源について

- ・付属品とする校正用線源は、特に保管場所について管理簿を作成するなど、紛失等がないよう十分な管理をすること。

##### (3) 検査対象食品等

- ・検査対象は、自家消費農作物（家庭菜園等）、野生の山菜・キノコなどとする。  
なお、地域の実情に応じて、井戸水や自家消費農作物の栽培土壌などを検査対象とし、性能の範囲内で機器を運用することも差し支えない。
- ・出荷制限及び摂取制限を受けている食品等や安全が確認され流通している食品等は、検査の対象としない。
- ・販売の目的での検査は対象としない。

##### (4) 検査対象物質

機器による検査対象物質はセシウム 134 及びセシウム 137 とする。

##### (5) 受付及び事前説明

- ・電話等による事前申し込みを原則とする。
- ・検査当日は予約した時間に、食品等とともに様式 2 「食品等のスクリーニング検査申込書」により受付を行い、身分証明書等により本人の確認を行うものとする。
- ・機器による検査はあくまで自主検査であり、検査結果は参考値として取扱う。  
申込者に対しては、販売を目的とした各種証明には使用できないことなどを十分に説明し、誤解を与えることのないよう留意する。

##### (6) 検査について

- ・検査する食品等については、検査を行う機器の使用方法に従い、必要な前処理を行う。
- ・検査時間等は、厚生労働省が定める「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」を踏まえた対応とする。

(7) 検査結果の説明

消費者に対する検査結果などの説明は、様式3「スクリーニング検査結果記録票」により行う。

5 検査結果の報告及び情報提供

(1) 検査結果の報告

市町村は、検査結果について県から報告を求められた場合には、様式4「食品等のスクリーニング検査結果」により、県消費生活課に報告する。

(2) 検査結果の報告（緊急）

検査結果が基準値の2分の1を超えた場合は、県消費生活課へ様式5「食品等のスクリーニング検査結果（緊急）」により報告する。

(3) 関係部署への情報提供

県消費生活課は、様式5により報告を受けた検査結果について、関係部署に情報提供をする。

6 ゲルマニウム半導体検出器による検査

「福島県自家消費野菜等の放射能確定検査実施要領」又は国セン実施要領によるものとする。

7 検査結果の公表

検査結果は、検査を実施した県及び市町村が、ホームページ等により公表する。

また、公表する内容等については、様式4「食品等のスクリーニング検査結果」を参考にする。

8 個人情報の取り扱い

個人情報については、検査に係る目的以外に利用しないこととし、外部漏洩や個人の特定などができないように厳重に管理する。

9 その他

この事業に係る疑義等が生じた場合は、その都度関係機関により調整を行う。

附 則

この要領は、平成24年 1月24日から施行する。

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年11月19日から施行し、平成26年11月11日に遡って適用する。

この要領は、平成29年 9月29日から施行し、平成29年4月1日に遡って適用する。

様式1-1

物品借受申請書  
物品貸付調書  
貸付物品払出（受入）通知書

生活環境総室 所管

下記の物品を貸し付けてください。

年 月 日

住所  
申請者  
氏名

印

福島県知事

品目	規格等	数量	有償、無償の別	貸受希望価格		備番	品号	取得価格又は評定価格		貸付予定価格	
				単価	金額			単価	金額	単価	金額
				- 円	- 円			- 円	- 円	- 円	- 円

借受けを希望する事由

上記の物品を貸し付けてよろしい。

物品管理権者 (契約権者)	起案者	起案	決裁
契約権者	起案者	起案	決裁

貸付けを必要とする事由

貸付けの期間	年 月 日から	年 月 日まで		
払出通知	貸 付 け	返 納		
契約権者	検 収 者	検 収 所 見	検 収	受 入 通 知

上記の物品を払い出し（受け入れ）します。

物品取扱員 出納員 物品出納員	主任	受付	決裁	払出し受け入れ

様式 1 - 2

## 放射性物質検査機器借用書

平成 年 月 日

福島県知事 様

所在地  
(借用者) 自治体名  
代表者 印  
(担当者 \_\_\_\_\_)  
連絡先 ☎ \_\_\_\_\_

※ 借用者は、下記借用放射性物質検査機器（以下「本検査機器」という。）を福島県から無償で借用するに当たり、次の事項を遵守することを誓約致します。

- 1 本検査機器は、福島県自家消費野菜等放射能検査事業実施要領に基づき、消費者たる県民の身近なところにおける自家消費野菜等食品の放射性物質のスクリーニング検査の用に使用するものとし、これ以外の目的に使用しません。
- 2 本検査機器をいかなる第三者にも転貸し、または譲渡等することなく、善良な管理者の注意をもって管理します。
- 3 本検査機器は、貸付期間満了後速やかに返還します。
- 4 本検査機器の引渡し、保管・維持及び返還に伴う費用は借用者が負担します。
- 5 本検査機器をき損又は亡失したときは、その事実及び事由について、知事に速やかに報告します。

また、本検査機器のき損又は亡失が借用者の故意又は重大な過失による場合は、借用者の責任において修理し、又は補償します。

記

《借用検査機器》

	機 種	備品番号
(例)	アドフューテック はかる NDA 2	
(例)	テクノエックス レギューム・ライト 50	
1		
2		
3		
4		
5		

《借用期間》 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

以 上

## 様式2 食品等のスクリーニング検査申込書

(No. )

○お手数ですが下記にご記入ください。

(平成 年 月 日申し込み)

項 目	(検査申込者) 記入欄
申込者お名前	
申込者の住所	
連絡先(電話番号)	
食品等の名称	
食品等の生産者	
食品等の生産者の住所	
食品等の採取場所(住所)	
食品等の採取年月日	平成 年 月 日
[備考欄]	

※ 住所は番地まで記載してください。

様式3

# スクリーニング検査結果記録票(自治体控用)

1 検査日時  
平成 年 月 日 時 分 (氏名 )

2 検査した自治体名・場所  
自治体名 \_\_\_\_\_ 検査場所 \_\_\_\_\_

3 検査した食品等の名称  
\_\_\_\_\_

4 検査結果	(測定値)	(検出限界値)
セシウム134+137計	Bq/kg	Bq/kg
(内訳) セシウム134	Bq/kg	Bq/kg
セシウム137	Bq/kg	Bq/kg

※ 本検査は、1キログラム当たり100ベクレル (Bq) の基準値超過の確認が主目的です。

※ 内訳がある場合は、セシウム134+137計の検出限界値は記入しません。

..... 切り取り線 .....

# スクリーニング検査結果記録票(申込者用)

1 検査日時  
平成 年 月 日 時 分

2 検査した自治体名・場所  
自治体名 \_\_\_\_\_ 検査場所 \_\_\_\_\_

3 検査した食品等の名称  
\_\_\_\_\_

4 検査結果	(測定値)	(検出限界値)
セシウム134+137計	Bq/kg	Bq/kg
(内訳) セシウム134	Bq/kg	Bq/kg
セシウム137	Bq/kg	Bq/kg

※ 本検査は、1キログラム当たり100ベクレル (Bq) の基準値超過の確認が主目的です。

※ 内訳がある場合は、セシウム134+137計の検出限界値は記入しません。





食品等のスクリーニング検査結果（緊急）

区分	試料名	採取場所	測定月日	測定結果（単位：ベクレル/kg）		
				セシウム134	セシウム137	セシウム合計

注1 区分は、「野菜」「果実」「その他」と記入する。  
注2 採取場所は番地まで記入する。